

広野町公告第2号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

広野町が計画している「令和8年度広野町公共施設LED照明器具賃貸借事業」の業者を選定するため、下記により業務提案書の提出を招請します。

令和8年4月10日

広野町長 小松 和真



記

1 業務に関する事項

(1) 業務の名称

令和8年度広野町公共施設LED照明器具賃貸借事業

(2) 業務の趣旨

本町施設（以下「施設」という。）の照明設備のLED化を図り、光熱水費の削減と二酸化炭素に由来する地球温暖化対策を推進することを目的として行うものである。

(3) 業務の主体

福島県双葉郡広野町

(4) 履行場所

別紙施設一覧のとおり

(5) 履行期間

賃貸借契約期間 10年間

本設備の設置は契約締結の日から令和9年2月28日までとし、令和9年3月1日から賃貸借期間（10年）とする。

(6) 予算額

343,648,800円（消費税及び地方消費税含む）

※この価格は予定価格を示すものでなく、事業内容の規模を示すものである。

※42施設を合わせた10年間のリース費用の合計とする。

2 参加資格に関する要件

参加表明者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 基本的要件

- ア 参加表明者は、リース契約を締結する相手方となることを臨む単独の企業（以下「単独企業」という。）又は複数の企業（以下「企業グループ」という。）とする。
- イ 企業グループは、リース契約を締結する相手方となることを臨む代表企業とその他の構成企業（以下「構成企業」という。）から構成されるものとし、各々が担当する予定業務の内容を明らかにするものとする。
- ウ 単独企業又は企業グループを構成する企業のいずれかが、他の単独企業又は他の企業グループの代表企業又は構成企業として別に応募することは認めないものとする。

(2) 参加資格の要件

- ア 過去5年間（令和3年4月1日から公告の日まで。以下同じ）に、国又は地方公共団体とLED照明のリース契約の実績があること。
- イ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けている者であること。加えて、施工管理を担うものは、建設業法の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を配置すること。
- ウ 代表企業について、福島県内に本社、支店又は営業所を有し、広野町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 応募者の制限

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 福島県及び広野町において指名停止の期間中でない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び広野町暴力団排除条例（平成26年条例第20号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と関係を有する者に該当しないこと。

3 公募型プロポーザルに関する事務局

公募型プロポーザルに関する手続きのため、事務局を以下のとおり設置する。

事務局 広野町 総務課
住 所 〒979-0402
福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35
電 話 0240-27-2111
FAX 0240-27-4167
メールアドレス soumu@town.hirono.fukushima.jp
ホームページ <http://www.town.hirono.fukushima.jp/>

4 募集要項等の公表

公募型プロポーザルに関する資料は本募集要項「第4_1 公募型プロポーザルに関する事務局」に示すホームページ内で公表する。また、参加表明者は、募集要項等の他、公募型プロポーザルによる手続きに必要な情報及び資料等を同ホームページから入手すること。

5 参加表明等に関する手続き

参加表明書、業務提案書等の提出期限並びに提出先及び方法は募集要項による。